

小野市スポーツ協会表彰規程内規

(1) この内規は、小野市スポーツ協会（以下「本会」という。）表彰規程第 8 条に基づき、表彰者の推薦及び選考について、必要な事項を定めるものとする。

(2) 表彰の種類と対象者は、次のとおりである。

・ スポーツ奨励賞

ア 県大会 2 位・3 位、近畿大会 4 位以下の入賞者とする。

イ アに準ずる成績を収めた者で常務理事会で認めたものとする。

・ 被表彰者該当資格

ア 次のいずれかに該当する者

(ア) 小野市に居住する者

(イ) 小野市に勤務先又は通学先を有する者

(ウ) 本会加盟団体に登録されている者

イ その他、常務理事会で認めた者

附則

この内規は、平成 8 年 5 月 2 5 日から適用する。

附則

この内規は、平成 8 年 9 月 1 1 日から適用する。

附則

この内規は、平成 9 年 2 月 2 2 日から適用する。

附則

この内規は、平成 1 5 年 2 月 1 日から適用する。

附則

この内規の決定前に、表彰された者は、この内規により、表彰されたものとみなす。